

2020年4月17日

お客様・お取引様各位

中山機械株式会社

法令に基づく「緊急事態宣言」対象地域拡大に伴う弊社対応について

はじめに、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に罹患された皆様、および関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

また、医療関係者をはじめ社会活動を支えてくださっている皆さまに感謝申し上げますとともに心より敬意を表します。

4月7日に発出された政府の改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が、4月16日に全都道府県に拡大されたことに伴い、弊社の対応についてご案内いたします。

各対応にあたり、お客様・お取引先の皆様には、ご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解のうえご容赦賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 緊急事態宣言対象地域（東京支店、関西支店）

（1）実施内容

- ①公共交通機関を利用する出勤者の在宅勤務実施
- ②出張およびお客様・お取引先様への訪問の自粛
- ③お客様・お取引先様の弊社へのご来訪の自粛要請

（2）期間

2020年4月8日（水）から5月6日（水）まで

2. 緊急事態宣言対象地域（本社（北海道））

（1）実施内容

- ①公共交通機関を利用する出勤者の在宅勤務実施
- ②2交代制勤務の実施
- ③出張およびお客様・お取引先様への訪問の自粛
- ④お客様・お取引先様の弊社へのご来訪の自粛要請

（2）期間

2020年4月20日（月）から5月6日（水）まで

- ・在宅勤務および2交代勤務により、メールでのご連絡に対し対応が遅れる場合があります。

お急ぎの場合は、電話でご連絡頂くようお願いいたします。

- ・緊急性や必要に応じ、出張やお客様・お取引先様への訪問、ご来訪は対応いたします。また、オンライン会議等でお打合せも可能ですので、担当者にご相談ください。

以上